

宅建朝から1問 宅建業法 重要事項の説明 宅建 R01-28-3<<#908>>

【問】正誤をつけよ。

宅地建物取引業者が建物の貸借の媒介を行う場合における宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項の説明に関し、当該建物が既存の建物である場合、石綿使用の有無の調査結果の記録がないときは、石綿使用の有無の調査を自ら実施し、その結果について説明しなければならない。

売買・貸借は必要

【答え】誤り

≪ポイント≫ 石綿使用調査の内容【宅建★入門】

当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容
⇒ 記録されていないときは説明不要であり、改めて調査する必要はない

9 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の記録の有無	有	無
石綿使用調査の内容		

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>